

第五十六号議案

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十四条）」を「（第五十四条・第五十五条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第九条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

第五十 六号議案 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例 一

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十一条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十八条中「、提供した介護医療院サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十四条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十四条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三十一条第三項中「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」に、「読み替える」を、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「条例第三十一条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替える」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 介護医療院は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
第三十九条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならぬ。

第四十一条第二項第三号中「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。
第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「、第十二条」を「、第十一条の二」に、「第二十四条」を「第二十四条の三」に、「第十八条」を「第十八条第二項」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十六条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第二項から第七項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十条及び第四十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるの

は「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条第三項及び第四十七條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならぬ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二（新条例第五十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十一条の二第一項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならぬ」と、同条第二項中「実施しなければならぬ」とあるのは「実施するよう努めなければならぬ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十四條の二（新条例第五十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十四條の二中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十四條の三（新条例第五十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十四條の三中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。